

議局第171号  
令和8年6月16日

大分県議会議長 嶋 幸一 殿

議員定数調査会  
会長 三浦 正臣

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区に  
おいて選挙すべき議員の数について（報告）

本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての協議、調整を行うために、令和7年9月10日に設置された議員定数調査会は、令和7年国勢調査〔速報値〕の結果等を踏まえ、別紙のとおり慎重に検討審議を行った結果、下記のとおり結論を得るに至ったので報告する。

記

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成18年大分県条例第34号)第1条に規定する大分県議会議員の定数、並びに第2条に規定する大分県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、「現行維持」とする。



(別紙)

## 1 議員定数について

### (1) 現行の議員定数について

都道府県議会の議員定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項により条例で定めることとされており、本県議会では、大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成18年大分県条例第34号。以下「議員定数条例」という。）第1条において定められている。

現行の議員定数「43人」は、平成26年第1回定例会における、定数を1人減じる議員定数条例改正議案の議決を経て、平成27年4月に執行された一般選挙から適用されている。その後、平成28年以降4年ごとに設置された議員定数調査会（以下「調査会」という。）において、それぞれ現状維持の結論が得られ、現在に至っている。

#### 地方自治法

**第90条** 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7 (略)

#### 大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、大分県議会議員の定数を43人とする。

### (2) 議員定数の推移について

本県議会の議員定数は、昭和62年以降「47人」であったが、平成12年国勢調査の結果、人口の少ない選挙区の定数が人口の多い選挙区の定数よりも多くなる、いわゆる逆転選挙区が生じたことから、これを解消するため、平成14年に条例改正を行い、平成15年の一般選挙から「46人」となった。平成18年には、大分県行財政改革プランで示された職員数の1割削減に倣い議員定数も1割削減すべきとの意見もあったが、職員と議員とは同列に論じられないことや、過疎地域に配慮する必要があることなどから、漸進的に削減すべきとの意見が大勢を占め、平成17年国勢調査の結果などを踏まえ、定数を2人減らして「44人」となった。その後、平成22年国勢調査の結果などを踏まえ、平成26年に定数を1人減じる議員定数条例の改

正を行い、平成27年の一般選挙から現行の「43人」となっている。

### (3) 令和7年国勢調査の結果を踏まえた検討

令和7年国勢調査（令和8年5月29日公表の速報値による。以下同じ。）の結果、本県の人口は1,076,875人となり、令和2年国勢調査から、46,977人、率にして4.18%減少した。

本調査会では、本県における人口動向等を勘案するとともに、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）や選挙制度などに知見を有する識者を参考人として招致し、その意見を聴取した上で検討を行った。第4回調査会では、参考人の岡野裕元氏（公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所研究員）から、地方分権の時代に地方議会の議員定数に関する絶対的な基準は存在せず、地方自治の本旨や住民自治の原則に基づき自立して決定すべきで、必ずしも他県議会と横比較をする必要はないとする意見があった。

人口減少が進む中での議員定数のあり方を検討した結果、「人口が減少しているからこそ、議員定数を増やし、地域の声を県政に反映させる必要がある。」との意見もあったが、最終的には現行定数を維持することで全委員の意見が一致した。

検討審議の過程における主な意見は、以下のとおりである。

- ・人口減少により地方の衰退が一層深刻化すれば、新たな地域課題や行政ニーズの発生に伴い、県議会に対する県民の期待も増大するため、県議会としてこれらにしっかりと応えていく必要がある。
- ・広域・補完行政を担う県の機能を担保するためにも、定数を維持し、県議会の政策立案や監視・調整の機能を強化していくべきである。
- ・人口が減少する中で社会の持続性を保持するために、議員が現場をしっかりと把握し、情報を持ち寄り議論できる体制を確保すべきである。

なお、本県における議員1人当たりの人口（当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員定数で除して得た数をいう。以下同じ。）は、本県と人口が同規模の類似団体と同程度であることも確認された。

以上のことから、本調査会として、本県の議員定数について「現行維持」との結論に至った。

## 2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について

### (1) 選挙区について

選挙区については、公選法第15条第1項において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされている。

また、同条第2項の規定により、条例で定める選挙区は、その人口が当該都道府県の議員1人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないが、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と併せて一選挙区を設けるものとされている。

令和7年国勢調査による現行の各選挙区の人口は、【資料1】の「国調人口」欄のとおりであり、上記1(3)のとおり、議員定数を現行維持するものとして算定したところ、議員1人当たりの人口の半数に達しない選挙区はなかった。よって、同条第2項に基づき、隣接する他の市町村の区域と併せて一選挙区を設ける必要はないと判断される。

[本県の議員1人当たりの人口]

本県の人口(1,076,875人)÷議員定数(43人)=25,044人

※議員1人当たりの人口の半数 25,044人÷2=12,522人

さらに、同条第4項では、一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができることとされている。

議員定数条例第2条では、日出町選挙区が公選法第15条第4項に基づく選挙区であることが規定されているところ、令和7年国勢調査における同選挙区の人口は【資料1】のとおり26,954人であり、議員1人当たりの人口の半数を超えていることから、同項の要件を充たしている。

これらを踏まえ、慎重に検討審議を重ねた結果、現行の16選挙区を維持することで全委員の意見が一致した。

検討審議の過程における主な意見は、以下のとおりである。

- ・人口の変化を踏まえ、議員の数を確保しながらより多くの県民の声を聞き、地域の特性を考慮していく必要がある。

- ・ 県の政策を市町村に繋げていくためには、最低でも各市町村に一人の議員がいるべきである。
- ・ 今後の国勢調査の結果によっては、合区について検討する必要も生じる。

以上のことから、本調査会として、本県の選挙区について「現行の16選挙区を維持する」との結論に至った。

#### 公職選挙法

**第15条** 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 （略）

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5～10 （略）

## （2）各選挙区において選挙すべき議員の数について

まず、公選法第15条第8項では本文において、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数（以下「選挙区別定数」という。）は、人口に比例して、条例で定めなければならないとされている。その上で同項ただし書（以下「ただし書」という。）において、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされており、このただし書の適用については、最高裁判所が令和7年1月28日の判決で次のとおり判示している。

「都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分に当たり、公職選挙法15条8項ただし書を適用して人口比例の原則に修正を加えるかどうか及びどの程度の修正を加えるかについては、当該都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解される。」

次に、現行の選挙区別定数は、令和2年国勢調査の人口による配当を基礎

として、大分市選挙区から他の5選挙区（日田市、臼杵市、宇佐市、豊後大野市及び由布市）に各1人を配分する修正を加えている。

これは、令和2年11月25日に設置された調査会において、「人口減少が進む地方の声を県政に届けるには、それぞれの地域の議員の数を確保すべきである。」「所与の課題に対する1人区の定数維持の必要性から、大分市選挙区から定数を配分しなければいけない状況は4年前と変わっていない。」といった意見に基づき、過疎地域に引き続き配慮し、地域代表者の確保を図ることとしたものである。

今回の調査会では、参考人から、人口比例を原則とする現行法下において、大分市の修正の程度が大きすぎるのではないかとの指摘もあったことから、本調査会は、現行の選挙区別定数に修正が加えられた経緯や理由を改めて確認するとともに、県が公表した人口推計値（令和7年10月1日現在）を基に、複数の試算を行って定数の配分方法について検討した。この試算の結果によると、現行の選挙区別定数においては、議員1人当たりの人口の最大較差（以下「一票の較差」という。）が2倍を超える選挙区は大分市選挙区のみであるところ、ただし書の適用による修正を加えない場合にはこれが5選挙区に拡大すること、修正の程度によっては一票の較差がさらに拡大すること、逆転選挙区が出現することなどが確認された。

また、令和7年国勢調査に基づく定数の配当は、【資料1】の「人口比例定数」欄のとおりとなった。

これらを踏まえ、慎重に検討審議を重ねた結果、現行の選挙区別定数を維持することで全委員の意見が一致した。

検討審議の過程における主な意見は、以下のとおりである。

- ・人口比例で選挙区別定数を配当すると、一票の較差がさらに拡大し、人口減少により複雑な課題を抱える地域の声を県政に反映させることが困難となる。
- ・大分市の人口比例定数が増加したのは、県内各市町村における人口増対策により若者が県外に流出せず大分市に留まったことが大きな要因の一つと考えられることから、ただし書の適用による定数の配分も必要なことである。
- ・県議会議員の仕事は県民の声を県政に届けることであるから、人口減少などにより多岐にわたる課題を抱える地方にこそ議員が必要である。

以上のことから、本調査会として、ただし書の適用により、大分市選挙区から他の6選挙区（日田市、佐伯市、臼杵市、宇佐市、豊後大野市及び由布市）に各1人を配分し、「現行の選挙区別定数を維持する」との結論に至った。

#### 公職選挙法

##### 第15条（略）

2～7（略）

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9～10（略）

### （3）一票の較差について

議員定数、選挙区及び選挙区別定数をいずれも現行維持とした場合、令和7年国勢調査による議員1人当たりの人口較差は、【資料1】の同欄のとおりとなり、議員1人当たりの人口が最も少ない津久見市選挙区（14,057人）と最も多い大分市選挙区（36,167人）を比較した最大較差は、「1対2.573」となる。

一方、【資料2】の都道府県議会の人口較差に関する主な最高裁判例によると、議員1人当たりの人口の最大較差（特例選挙区除き）が概ね1対3を超えると、都道府県議会に付与された裁量権の範囲を超えた違法な裁量権の行使にあたるものと思料されるところ、本県議会の最大較差は1対2.573であるから、許容される範囲にあると考えられる。

ただし、最高裁判例では合理的期間内に較差の是正が行われないことも判決の考慮要素とされており、今回の最大較差が現時点の最大較差（2.272）より0.301ポイント上昇することから、一票の較差については、今後も引き続き検討する必要があると考えられる。

## 3 結論

以上のことから、本調査会として、定数並びに選挙区及び選挙区別定数について、「現行維持」との結論に至った。

## 選挙区別定数表

(国勢調査速報値(令和7年10月1日)による)

選挙区	国調人口	公選法15条8項本文(人口比例)による総定数の選挙区への配当				ただし書の適用		現定数	増減	議員1人当たりの人口較差		備考	
		配当基数 (注1)	配当方法 (注2)			人口比例 定数 (配当数)	人口比例 定数の修正			修正後 の定数	選挙区ごとの 議員1人 当たりの人口		対比 (較差)
			A	B	C								
大分市	470,172	18.774	18		1	19	▲6	13	13	0	36,167	2.573	
別府市	112,267	4.482	4		1	5		5	5	0	22,453	1.597	
中津市	80,169	3.201	3			3		3	3	0	26,723	1.901	
佐伯市	60,692	2.423	2			2	1	3	3	0	20,231	1.439	
日田市	57,943	2.313	2			2	1	3	3	0	19,314	1.374	
宇佐市	49,040	1.958	1		1	2	1	3	3	0	16,347	1.163	
臼杵市	32,729	1.306	1			1	1	2	2	0	16,365	1.164	
由布市	32,612	1.302	1			1	1	2	2	0	16,306	1.160	
豊後大野市	30,504	1.218	1			1	1	2	2	0	15,252	1.085	
日出町	26,954	1.076	1			1		1	1	0	26,954	1.917	
杵築市	25,281	1.009	1			1		1	1	0	25,281	1.798	
国東市 姫島村	25,179	1.005	1			1		1	1	0	25,179	1.791	
豊後高田市	21,277	0.849		1		1		1	1	0	21,277	1.514	
九重町 玖珠町	20,303	0.810		1		1		1	1	0	20,303	1.444	
竹田市	17,696	0.706		1		1		1	1	0	17,696	1.259	
津久見市	14,057	0.561		1		1		1	1	0	14,057	1.000	
計	1,076,875		36	4	3	43	0	43	43	0			

(注1)

配当基数とは、各選挙区の人口を踏まえ、配当のための基本計算を行うものであり、  
県全体の人口を議員定数で除した数をもって、各選挙区毎の人口を除して算出された数値である。

すなわち、配当基数=選挙区人口/(県人口/議員定数)

=選挙区人口/議員1人当たりの人口(約25,044人)

(注2)

A 配当基数の整数部分を配当

B 配当基数1未満の選挙区に1を配当

C 配当基数1以上の選挙区について、定数に満ちるまで、その端数の大きい順に1ずつ配当

(注3)

公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を、特別の事情があるときに、おおむね人口を基準とし、  
地域間の均衡を考慮して適用するもの。

## 都道府県議会の人口較差に関する主な最高裁判例

## ○ 最高裁において違法とされた都道府県議会議員選挙

判決日	議会名（選挙日）	議員 1 人当たりの 人口の最大較差	
		特例選挙区 込み	特例選挙区 除き
S60. 10. 31	千葉県議会（S58. 4. 10）	6. 4 9	4. 5 8
S62. 2. 17	東京都議会（S60. 7. 7）	—	3. 4 0
H3. 4. 23	東京都議会（H元. 7. 2）	—	3. 0 9

## ○ 最高裁において違法ではないとされた都道府県議会議員選挙

判決日	議会名（選挙日）	議員 1 人当たりの 人口の最大較差	
		特例選挙区 込み	特例選挙区 除き
H元. 12. 21	岡山県議会（S62. 4. 12）	3. 4 4 5	2. 8 3 4
H5. 10. 22	愛知県議会（H3. 4. 7）	5. 0 2	2. 8 9
H12. 4. 21	千葉県議会（H11. 4. 11）	3. 7 3	2. 7 5 8
H27. 1. 15	東京都議会（H25. 6. 23）	—	1. 9 2
H28. 10. 18	千葉県議会（H27. 4. 12）	—	2. 5 1
H28. 10. 18	新潟県議会（H27. 4. 12）	—	2. 2 1 2
H31. 2. 5	東京都議会（H29. 7. 2）	—	2. 4 8
R4. 10. 31	東京都議会（R3. 7. 4）	—	2. 5 4
R7. 1. 28	千葉県議会（R5. 4. 9）	—	2. 6 9

※特例選挙区…公職選挙法第271条（旧同条第2項）に基づく特例選挙区

## 【最高裁の考え方（最判S60. 10. 31）】

①かつ②のときに公職選挙法違反となる。

- ①投票価値に不平等があり、それが一般的に合理性を有するとは考えられない程度に達している。
- ②合理的期間内に較差の是正が行われない。

## 議員定数調査会 開催経過

### 第1回

日時：令和7年9月16日（火）

議題：設置要領の報告、会長及び副会長の選任、議員定数等調査概要

### 第2回

日時：令和7年11月26日（水）

議題：論点整理

### 第3回

日時：令和7年12月11日（木）

議題：「都道府県議会議員の定数・選挙区について」

講師：全国都道府県議会議長会 議事調査部長 堀井 徹 氏

### 第4回

日時：令和8年2月24日（火）

議題：「都道府県議会議員の定数及び選挙区の在り方」

講師：公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 岡野 裕元 氏

### 第5回

日時：令和8年3月17日（火）

議題：シミュレーション（総定数・公選法15条8項ただし書）

### 第6回

日時：令和8年4月23日（木）

議題：各会派からの意見

### 第7回

日時：令和8年6月1日（月）

議題：報告書案について

### 第8回

日時：令和8年6月11日（木）

議題：報告書の決定

(令和7年9月10日設置)

## 議員定数調査会 委員名簿

会 長	三 浦 正 臣	( 自 由 民 主 党 )
副会長	守 永 信 幸	( 県 民 ク ラ ブ )
委 員	榊 田 貢	( 自 由 民 主 党 )
委 員	穴 見 憲 昭	( 自 由 民 主 党 )
委 員	宮 成 公 一 郎	( 自 由 民 主 党 )
委 員	清 田 哲 也	( 自 由 民 主 党 )
委 員	小 川 克 己	( 自 由 民 主 党 )
委 員	大 友 栄 二	( 自 由 民 主 党 )
委 員	若 山 雅 敏	( 県 民 ク ラ ブ )
委 員	二ノ宮 健 治	( 県 民 ク ラ ブ )
委 員	吉 村 哲 彦	( 公 明 党 )
委 員	堤 栄 三	( 日 本 共 産 党 )
委 員	末 宗 秀 雄	( 志 士 の 会 )
委 員	佐 藤 之 則	( 無 所 属 の 会 )
委 員	三 浦 由 紀	( 日 本 維 新 の 会 )